

平成28年第3回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成28年9月29日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第54号 本巢市定住促進宅地の貸付及び譲渡に関する条例について
- 日程第4 議案第55号 市道路線の廃止について
- 日程第5 議案第57号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第58号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第59号 平成28年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 認定第1号 平成27年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第2号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第3号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第4号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第5号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第6号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第7号 平成27年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第15 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願について
- 日程第16 報告第12号 専決処分の報告について（小学校テントの事故に係る損害賠償）
- 日程第17 発議第2号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 常任委員会委員の選任について
- 日程第19 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第54号 本巢市定住促進宅地の貸付及び譲渡に関する条例について
- 第4 議案第55号 市道路線の廃止について
- 第5 議案第57号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 第6 議案第58号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第7 議案第59号 平成28年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第8 認定第1号 平成27年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 第9 認定第2号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 第10 認定第3号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 第11 認定第4号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 第12 認定第5号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

- 第13 認定第6号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 第14 認定第7号 平成27年度本巢市水道事業会計決算について
- 第15 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願について
- 第16 報告第12号 専決処分の報告について（小学校テントの事故に係る損害賠償）
- 第17 発議第2号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第1 議会議長辞職の許可について
- 追加日程第2 議会議長の選挙について
- 追加日程第3 議会副議長辞職の許可について
- 追加日程第4 議会副議長の選挙について
- 第18 常任委員会委員の選任について
- 第19 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について
- 追加日程第6 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 追加日程第7 議案第60号 本巢市監査委員の選任について
- 追加日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙について

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	岡崎誠
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛

教育委員会
事務局 長 溝 口 信 司

会計管理者兼
会計課 長 小野島 広 人

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局 長 坪 内 重 正

議 会 書 記 杉 山 昭 彦

議 会 書 記 大久保 守 康

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号7番 高田文一君と8番 高橋勝美君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、産業建設委員会のほうから報告をさせていただきます。

9月20日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、藤原市長、石川副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件8件の審査と協議案件2件の協議を行いました。

初めに、産業建設部及び林政部関係の付託案件である議案第54号 本巣市定住促進宅地の貸付及び譲渡に関する条例について審査を行い、続いて、議案第55号 市道路線の廃止についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第57号 平成28年度本巣市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設部に属する予算について協議をしました。

委員から、新規工業用地開発予備調査委託について、市への進出希望企業及び誘致の企業の条件についてなどの質疑がありました。

次に、認定第1号 平成27年度本巣市一般会計歳入歳出決算のうち、産業建設部、林政部及び根尾総合支所に属する決算について執行部より補足説明を受けた後、協議しました。

委員からは、大規模林道開発事業受益者助成について、沿道森林修景整備事業について、魅力最大化誘客促進事業における経費使途状況について、道路維持補修工事の使途方法について、地域振

興基金充当事業について、有害鳥獣捕獲事業等における捕獲銃の処理についてなどの質疑がありました。

続いて、上下水道部関係の付託案件等の審査を行いました。

審査の内容については、議案第58号 平成28年度本巣市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について、議案第59号 平成28年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）について、認定第4号

平成27年度本巣市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、認定第5号 平成27年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、認定第6号 平成27年度本巣市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、認定第7号 平成27年度本巣市水道事業会計決算についてでありました。

続いて、協議案件である議案第57号 平成28年度本巣市一般会計補正予算（第2号）のうち、上下水道部に属する予算について執行部から補足説明を受けた後、協議しました。

委員からの質疑はありませんでした。

次に、認定第1号 平成27年度本巣市一般会計歳入歳出決算のうち、上下水道部に属する決算について執行部から補足説明を受けた後、協議をしました。

委員からは、合併浄化槽の補助金対象範囲について、合併浄化槽の補助金の対象区域についてなどの質疑がありました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

9月21日午前9時及び9月26日午後3時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、9月21日は議案説明のため、藤原市長、石川副市長、所管部長ほか関係職員に出席を求め、付託案件1件、協議案件2件についての審査と協議を行い、9月26日は藤原市長、石川副市長、総務部長及び税務課長に出席を求め、付託案件1件について審査を行いました。

初めに、総務部関係の付託案件である請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願についての審査を行いました。

初めに紹介議員からの説明を受けた後、質疑を行いました。

委員からは、所得税法第56条の規定の廃止と第57条の規定について、白色申告と青色申告における記帳について、請願の内容における所得税法上の差別や家族の人権について、白色申告の所得控除とパート収入についてなどの質疑がありました。

次に、協議案件である議案第57号 平成28年度本巣市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務部に属する予算について協議を行いました。委員からの質疑はありませんでした。

次に、認定第1号 平成27年度本巣市一般会計歳入歳出決算のうち、総務部、議会事務局及び根

尾総合支所に属する決算について協議を行いました。

執行部からの補足説明を受けた後、委員からは、市税の滞納状況について、市バス、コミュニティーバス（コミュニティーバス運行事業）について、利用者等の声及びデマンド運行について、消防団員の処遇及び消防応援隊の装備について、マイナンバーカードの発行状況及び関係補助金についてなどの質疑がありました。

続いて、企画部関係の議案の協議を行いました。

初めに、協議案件、議案第57号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第2号）のうち、企画部に属する予算について協議を行いました。

執行部から補足説明を受けた後、委員からは、ふるさと寄附金の状況及びPRについて、ふるさと寄附金の返礼品の割合及び市内産品についてなどの質疑がありました。

次に、認定第1号 平成27年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、企画部及び根尾総合支所に属する決算についての協議を行いました。

執行部から補足説明を受けた後、委員からは、職場環境優良企業認定支援事業に係る決算説明資料について、森林セラピー事業における利用者及び施設対策（ヤマヒル）について、第2次総合計画策定事業について、旧長嶺小学校改修事業に係る今後の利活用の方針について、国・県の職員と市職員の人事交流についてなどの質疑がありました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 高田文一君。

○文教福祉委員会委員長（高田文一君）

それでは、文教福祉委員会からの報告をいたします。

9月26日午前9時、真正分庁舎3階第1委員会において文教福祉委員会を開催しました。

委員会には委員5名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、川治教育長、各所管部局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件2件の審査と協議案件2件の協議を行いました。

初めに、市民環境部関係の付託案件である認定第2号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第3号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第57号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第2号）のうち、市民環境部に属する予算について及び認定第1号 平成27年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、市民環境部及び根尾総合支所に属する決算について協議しましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、健康福祉部関係の協議案件に移り、初めに議案第57号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第2号）のうち、健康福祉部に属する予算について協議しました。

委員からは、乳幼児に対するB型肝炎予防接種における改正時期について、乳幼児に対するB型

肝炎予防接種における内容について、乳幼児に対するB型肝炎予防接種の周知について質疑がありました。

次に、認定第1号 平成27年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、健康福祉部及び根尾総合支所に属する決算について協議しましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、教育委員会関係の協議案件に移り、議案第57号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第2号）のうち、教育委員会に属する予算について及び認定第1号 平成27年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、教育委員会及び根尾総合支所に属する決算について協議しましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

次に、議員定数等検討特別委員会の報告を委員長に求めます。

議員定数等検討特別委員会委員長 村瀬明義君。

○議員定数等検討特別委員会委員長（村瀬明義君）

議員定数等検討特別委員会を開催しましたので、報告をいたします。

委員会は9月7日に開催し、委員6名のほか議長が出席し、常任委員会の委員定数等について審査しました。

常任委員会の委員定数等については、本日の追加議案である本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例についてにより提案説明を行い、本会議に諮ることといたしました。

なお、議員定数等検討特別委員会については、付託された案件に関する審査を終えることができませんでしたので、この報告をもって委員会を閉じ、解散することにします。

以上、特別委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第54号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、議案第54号 本巢市定住促進宅地の貸付及び譲渡に関する条例についてを議題といたします。

議案第54号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

議案第54号 本巢市定住促進宅地の貸付及び譲渡に関する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

委員からの貸し付け及び譲渡の対象となる要件について、転出防止のためにも要件の一部を見直

せないかとの質疑に対し、今後、12月及び1月の申し込み状況を考慮し、要件の見直しを検討したいとの回答がありました。

また、この条例の最大の目的は根尾地域の活性化であると考えるので要件を外してはどうかとの質疑に対し、実際、既にお住みの住民の方に伺った結果も考慮してこの条件にしており、今後の申し込み状況により要件の見直しを検討したいとの回答がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第54号 本巢市定住促進宅地の貸付及び譲渡に関する条例につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第55号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、議案第55号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

議案第55号につきましては、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、議案第55号 市道路線の廃止について審査の経過と結果について報告をします。

委員からの質疑は、市道路線の廃止後の土地利用についてはどのようなようになるのかの質疑に対し、市道路線の廃止後に入会地に返還され、入会地が隣接の土地所有者に譲渡することになるので、宅地または雑草地となるとの回答がありました。

また、市道用地は市有地であり、入会地に戻すということは土地の所有関係で問題ではないかとの質疑に対し、この市道用地については所有が入会地であり、市道として借用しているにすぎないので、市道を廃止した時点で入会地に返還するものですとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第55号 市道路線の廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第57号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第5、議案第57号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今回の9月補正につきましては、歳入歳出補正額合計が8,400万余りという金額でございます。その中で大きなウエートを占めるのがふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税制度に関するものであります。補正案を見ますと、歳入のほうは4,000万のふるさと納税とす応援寄附金の増額、寄附者の増に伴う増額ということで計上されておまして、歳出のほうでは、これの返礼品に要する

費用とそれに係る経費ということで、2,030万余りが計上されております。

そこで、4点お伺いしたいと思いますが、まず1点目、この返礼品の財源についてお伺いいたします。

2点目は、この寄附が今回ふえたということですが、この寄附がふえた要因をどのように分析をしているのか。

3点目でございますが、寄附者、寄附先の詳細についてお伺いしたいと思います。

4点目でございますが、記事を見ますと、愛知県の大村知事は、7月に行われました全国の知事会でこう言っております。「返礼品として地元産品を買い取ることは、形を変えた公共事業だ」というふうに指摘をされております。本市においては、この返礼品は、誰がどのような基準で決めるのか、あるいは市民からのそういった申し出に対して対処しているのか。

この4点、お聞きしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の返礼品の財源ということでございますが、予算支出上は一般財源ということでございますけれども、仮に1万円の御寄附をいただいた場合には、その中で返礼をさせていただくということでございます。そのような形で御理解をいただきたいと思っております。

それから、2点目のふるさと寄附金が増額となった理由というか要因でございますけれども、いろいろ要因はございます。国のほうがこういったふるさと納税に係る手続の省力化を図ったというようなこともございますし、また私どもの取り組みといたしまして、「ふるさとチョイス」という大手のサイトがございますけれども、そういったところから直接寄附の申し込みができるようになったと。今まではそういったところで調べられたもので、ああ、こういった返礼品があるという中から、また再度本巢市のホームページに戻ってというような形での手続から、直接そのサイトからこういった申し込みができるというような利便性を図ったと、こういったことが大きく要因をしているのだろうというふうに思っております。

また、返礼品もいろいろ充実を図っていく中で、御理解をいただいてこういった増額になってきておるんだろうというふうに思っております。

それから、寄附先ということでございますけれども、今回、私どもは希望される使い道ということで6点ほど明記をしている中で、それぞれ御寄附をいただいておりますけれども、一番多いのは、これは結果的ではございますけれども、特に指定をせず、本巢市の振興に関する事業ということで、いわゆる一般寄附的なところが半数近くございます。その次に多いものとしたしましては、次代を担う子どもたちのための教育及び子育て支援に関する事業ということで、これが次いで多いというような形でございます。

それから最後でございますけれども、返礼品はどのような形で決まっていくのかという御質問で

ございますけれども、これは広く返礼品として市内の企業の方、また事業主の方々のほうから御提案をいただいて、私どもが判断をした中で返礼品として位置づけをさせていただいておるということでございます。実際には、ホームページ等で募集と申しますか、その返礼品として御提供いただけるかどうかというようなところを情報として集めておるといようなことでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今、財源についてお聞きしたところ、一般財源であるが、返礼品ですよ、であるが、いただいた中から充てておるといような答弁でしたね。

それと、寄附先についての答弁の中では、寄附者の目的は、本市の振興に充ててほしい、または子育て支援に充ててほしいといった趣旨で寄附をいただいたといようなこととあります。であるならば、本来はいただいた寄附の全額を本巢市の振興、あるいは寄附者の目的である子育て支援に充てるのが本来であって、それをこれを見ますと半分はそれに充てておるといような、計算上こうなりますが、そうしますと、この制度の趣旨、寄附者がこの本巢市に寄附していただいた趣旨が守られていない、そういう矛盾を感じますが、いかがでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

先ほどの財源につきまして、ちょっと言葉不足で申しわけございませんけれども、一般財源ということございまして、結果的には1万円もらって5,000円お返しするといような形で、だから5,000円が市のほうに残るとい形での使い道に限られてくるんじゃないかということに捉えられるようなこととございますけれども、実際は、先ほど議員がおっしゃられましたように、やっぱり1万円の寄附をいただいたということとございます。ですから、この1万円につきましては、先ほどお話をさせていただいたような事業に充てるというのが、やっぱりこれは原則なこととございまして、結果として1万円5,000円をお返しするといような形で、ちょっと私、お話をさせていただいたかと思うんですが、基本的には、やっぱり1万円をいただいたものは、1万円をこういった事業に充てるといのは原則なこととございます。事業は根本的にそういった形で進めていくものといふふうには理解しております。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

この件につきましては、改めて12月の定例会の一般質問で取り上げたいと思いますので、きょう

はこの辺にしておきます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1点だけ伺いますが、先ほどの報告の中で産業建設委員会の中でも意見が出たということであり、ますけれども、商工振興費の新規工業用地開発調査事業に伴う予備調査委託料が972万円計上されております。これについて詳細な話が最初の説明のときにもなかったように記憶しておりますので、どういう思いでどういう方向で今後進んでいくということなのか、若干説明がいただければというふうに思っています。

○議長（大西徳三郎君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

こととしましては屋井工業団地が完売したということについては、御案内をさせていただいておる7月22日、協定ができて、全て売るところがなくなったという状況でございます。

一方で、東海環状自動車道の整備が進んでおりまして、岐阜県には、この沿線地域を狙っての企業の進出意向が非常に高まっているということでございます。また、県におきましても、その沿線地域に企業を誘致したいという思いがございまして、企業の思い、それから市の思い、それから地域の方の思い等々が重なった場合においては、今は規制となっておりますけれども、農業振興でありますとか、それから転用でありますとか、それから都市計画というものの枠をある程度超えた形で対応が可能なところもございまして、そういった、例えば企業の思いに合わせるべく地域を事前に選定しまして、企業の求めるところを整備するための準備をしたいという思いで、5地域の準備をさせていただきたいというような形でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第57号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第58号及び日程第7 議案第59号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第6、議案第58号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について及び日程第7、議案第59号 平成28年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

議案第58号及び議案第59号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

議案第58号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部の補足説明の後、審査に入りましたが、委員から根尾地域下水道事業における修繕は緊急的な修繕なのですかとの質疑に対し、根尾中央浄化センターの本管漏水の修繕であったので緊急を要するものでしたとの回答がありました。

また、修繕が必要となった原因は何で、何で手当てはしなかったのかとの質疑に対し、平成14年に浄化センターをつくったときからのものであり、地中深くあった部分であり、表面に出てくるまでわからなかったものですとの回答がありました。

さらに、なぜ建設から14年ほどしかたっていないのに漏水を起こしたことの調査はしてあるのかとの質疑に対し、本管の折れ曲がりも多く、接合部分から漏水が発生したとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第59号 平成28年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について審査の経過と結果について報告します。

執行部の補足説明の後、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

○議長（大西徳三郎君）

議案第58号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第58号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第59号 平成28年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第59号 平成28年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 認定第1号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第8、認定第1号 平成27年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

27年度の会計のことについてお伺いをいたします。その中で公共事業としての入札率等々についてちょっとお伺いをいたします。

先般、中日・岐阜新聞に談合情報ということが載っておりました。その内容を見ますと、9月27日に入札される長屋地域の工事において同業者における談合が行われているとのこと、落札業者は※ 、落札率は95%以上、※ が同業者に……。

〔「議長、決算には関係ない話だろう」と呼ぶ者あり〕

そこから行く、黙ってください。

落札金額を提示して、同業者はその金額以上にて入札するとの情報があり、またそれによって入札の結果を見ると、この情報のとおりに落ちております。

また、この27年度においても同じような落札率、このときの落札率は、今回の落札率は95.7%ありました。27年度においては、これと同じように※ が落札したものについては97%強で落ちております。そういうことを鑑みると、当然、この27年度の予算の中において、また決算額において、公共事業の中で建設業における入札率というのは85%前後かな、最低制限価格ぎりぎりのところで落ちているのが現状であります。にもかかわらず、この水道工事においては95%以上での落札価格になっております。こういう感覚を見て、行政として何らまた不思議に思わなかったのか、またそういうことについて調査をしたのかということをお伺いしたいと思っております。

当然、市民感覚から見れば、同じ公共事業であって、そして片方の建設業においては85%、また水道工事においては95%以上という10%以上の開きがあるということについて、もしこういう談合が行われているとすれば、これを阻止することによって総水道工事の10%からの削減ができるのではないかと鑑みると、市民感情として少しこのことについて真剣に行政として対応すべきではないかと思っておりますので、この27年度の決算について何らかのそういう調査、また疑惑について調査したのか、お伺いをいたします。

大いに関係あったやろう。

○議長（大西徳三郎君）

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

27年度決算の工事の実施入札について調査をしたか否かというお伺いですが、調査はしておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

調査をしていないということでございますけれども、私のほうから一言だけ言っておきます。

27年度においてもこのような疑惑がありますよということで、執行部に対して口頭ではあります

※ 後刻取り消し発言あり、副本より削除

けれども、願いをした経緯があります。そういう中において何ら審査をしていないということについては、非常に遺憾に思っております。

今回、またこの事実が、また調査をするであろうと思っておりますけれども、28年度においても、これがもし調査の結果、どういう結果が出るか知りませんが、そのことを踏まえて、執行部においては歴然たるきちとした対応をすることを願っております。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

それでは、3点ほどお聞きをしたいと思います。

最初は、総務委員会でも意見が出たという報告がございましたが、説明資料の27ページでございまして、旧長嶺小学校の改修事業についてでございますが、事業の概要等を書いてございますように、耐震補強は、もちろん全協でも細かく報告を受けておりましたが、再度その事業内容等効果を見てみますと、南面への倒壊の危険性がある耐震補強は行わない。それから、地元のいろいろ協議会等が希望されておりましたけれども、現状保存が不可能であったというふうに事業内容を書いて報告されておりますし、さらに効果の中では、今後の施設及び土地の利活用について検討する必要があると効果をされておりますが、今の段階でどのようなことを、考えておられればお聞きをしたいと思います。

それから2点目でございますが、2点目は説明資料64ページの野生生物保護管理事業でございます。そこにも書いてございますように、積極的な個体数調整を行い、被害の防止を図るということでございますが、ちょっと数字を見てみますと、鹿のことだけでございますが、27年度の雄鹿が25頭、これが予算でいきますと250でございましたが、それから雌鹿が169頭、これも予算でいきますと325頭ということではございました。これは、もちろん補助金の関係があるわけではございますけれども、逆に、28年度も雄が250、あるいは雌が325頭というふうに計画がされております。実際は、特に旧のといえますか、本巢地域、根尾もそうでございますが、被害が増加しているのは事実だと思います。その辺をどのように実態を、実態がこうでございましたから捕獲数の実態を申し上げるわけではございますが、捕獲数はそうでございました。しかしながら、まだまだ被害が増大をしているという現状ではないかと私は思うわけです。そういうことを現状ではどのように認識をされておりますか、お聞きをしたいと思います。

3点目でございますが、これは事業説明書は103ページ、事業報告書は63ページ、地籍調査事業でございます。地籍調査については、長年ずっと継続して事業が行われているのは承知をしているんですが、これもちょっと数字を見てみますと、国土調査対象面積318平方キロメートル、それから認証済みの面積が57.54というふうに報告されてございまして、この進捗率が19.86%でございます。その認証済みだけの面積を前年度と比較してみますと、わずか0.09平方キロの面積の増加にな

っておりまして、当然、進捗率も26年度でいきますと19.83%、今年度は19.86%、そういう報告を決算の中でされているんですが、この地籍調査というのは、もちろん地積であったり、地目であったり、境界であったり、面積であったり、非常に関係が深いわけですが、その辺のこの進捗率が非常に進んでいない現状というのは何かあるのかどうか。

以上、3点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

1点目の長嶺小学校等についての答弁を、企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

旧長嶺小学校につきましては、地域の皆様方の御意向にお応えをするような中で、何とか方法が見つからないかという中でいろいろ検討してきたわけですが、その結果につきましては、議会の全員協議会の折に御報告をさせていただいたところでございますが、今後につきましてはですけども、現在の施設、またその土地につきましては、普通財産という位置づけでもございます。そうした中で、現在策定中の公共施設等管理計画を策定する中でその方向性を定めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大西徳三郎君）

2つ目の鹿等を含む鳥獣対策、また3点目の地籍調査につきまして、産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

野生生物保護管理事業でございますが、これは県が主体となってやっております、ぜひたくさんとりたいということで毎年多くの予算を計上させていただいておりますし、県の予算もついているのが現状でございます。

ただ、一方でとるのが思うに任せないということがございまして、昨年度は雪が少なかったということで、イノシシ、鹿とか、そういう野生獣が出てこなかったということもございまして、それが大きな原因になっているのかなというふうに思っているところでございます。

ただ、御指摘いただいておりますように、数字的に農作物に対する被害状況につきましては、26年度と27年度を比較しますと、若干ですが被害状況は下がっているわけですが、まだまだ被害が多いと認識しておりますので、ずうっと続けております国の補助金をいただきまして、獣害防止柵をこども13キロ設置したいなというふうに思っておりますし、また個体数調整におきましても、昨年度は11月15日から2月15日までの期間ということで定めておりましたが、こどもは少し長くしまして、11月1日から3月15日までというように拡大を考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいなと思っております。

続きまして、地籍調査でございます。大変申しわけございません、昨年度に限って申し上げますと、国の補助金のつきが悪かったというのが1つございます。社会資本総合整備交付金として来るわけですが、その分のつきが悪かったということ、それからもう1つは、当初、国との打

ち合わせの中でやりましようと言っていたところが、やっぱり国の思いから変わりました、もう少し待とうかと、1年おくらすとかというふうなこともございまして、昨年度においてはおくれております。

計画につきましては、大体10年間の計画にのっとりまして、地元からの要望でありますとか、それから危険箇所、土砂災害の危険があるところとか、自然災害のリスクの高いところなんかを重点的に実施していきたいということで10年計画をつくってきております。進捗率につきましては、国は51%、県は16.1%、それより本巢市は19.8%ということで多いわけでございますけれども、まだまだ低い状況でございますので、引き続き積極的に行っていければと思っておるところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

それでは、再質問をさせていただきます。

最初の長嶺小学校の改修工事については、最終日の公共施設等総合計画管理策定で説明を受けるときさっきおっしゃったんですか、管理計画の関係は、まだ答弁は後でいいんですが。

いずれにしても、効果の中に安全確保のために早急に方向性が必要ではないかというふうにきちんと書いておられまして、少し振り返ってみますと、平成23年3月に当時の教育委員会の事務局長さんが答弁しておられるんですね。防犯上の問題、防災上の問題、防火上の問題等、そのままにおいては非常に危険であるので取り壊しを考えたいというふうにこのとき答弁されておられまして、先ほど答弁がございましたように、地元の方のいろんな御意見やら活用方法があったのは事実だというふうに思っておりますが、既にそうして5年もたっておるわけですので、ここにもおっしゃっておられますように、早急に方向性が必要というふうにきちんと効果の中でも書いておられますので、もう少し前向きな御回答やら考え方をお聞きしたいと思っております。

それから、2つ目の野生生物の保護管理事業につきましては、先ほど雪が少なかったんで出てこなかったとおっしゃいましたが、だから雪が少ないんで里へ出てきたんですね。ですから、里へ出てきたんで、大変住民の方々は自主防衛をされている。

今回の決算の中でも獣害防止柵の設置助成金はふえていますね、56件から68件へふえています。ということは、一生懸命自己防衛されている、そのくらい出てきているんです、里へは。大変な被害も出ているわけです。その辺を十分承知をいただいて、もう少し前向きなお考えがあればお聞きをしたいと思います。

それから地籍調査につきましては、先ほど答弁の中でもおっしゃいましたように、リスクの高いところからというふうに答弁されています。ここも効果の中では、災害時の復旧データとしての活用がこれは大変期待されているというふうに書いておられます。冒頭に、先ほど全協の前に市長もおっしゃいましたように、災害というのは本当にどういうふうに、いつ起こってもわからない昨今

でございますので、こういうデータの活用も期待されているというふうに、こういう考えをおっしゃっているということですので、もっともっと前向きに、国の補助金が非常に多いわけで国との関係がありますが、もう少し推進ができないかどうか。

この3点について再質問をお願いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再質問が3点ともありますので、最初、長嶺小学校、企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、まず1点目の公共施設等管理計画、本日、全員協議会で御報告をさせていただく件の中に含まれているのかという点でございますが、この公共施設等管理計画につきましては、個々具体的にこの施設をどうするということでの計画ではございません。総論的にどういう形で全体の公共施設をどうするのかといったような計画になろうかと思えます。本日、そういう形の報告があるかと思えますが、その計画の中で個々具体的に個別の施設については、それぞれまたその施設ごとに定めていくという形になっております。先ほどそういった公共施設管理計画をもとに、今後、計画をさせていただくという形で御答弁をさせていただいたところでございます。

もう1点の防犯・防災等の観点からということでございます。そうしたことを踏まえて、私どもとしても取り壊しも含めまして検討をしているところでもございます。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

2点目と3点目について、産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

野生生物保護管理事業についてお答えをさせていただきます。

先ほど来、被害が多いということでございますが、確かに被害が多いということは私どもでも認識はしております。ただ、先ほど雪が多いという話をさせていただいたんですが、これは私どもが委託をしております猟友会の方とお話をさせていただいたときに、要因は何ということを確認させていただきましたら、雪が多いと雪の上にはけもの道ができて、そのけもの道にわなをかければ容易に捕獲できるというふうなことをお聞きしています。また、山の奥に餌がないため里におりてきたというようなことで捕獲しやすかったというふうなことも伺っておりますが、実際のところは27年度は、捕獲がそんな意味で雪が少なかったことからできなかったというふうに聞いております。これは現実でございますが、ただ、今、議員がおっしゃったとおりでございますので、また猟友会と御相談を申し上げまして、ぜひこういった捕獲ができるように、また被害が少なくなるような対応をもう一度考えていければというふうに思っております。

2点目でございます。地籍調査でございますが、これもまた御指摘のとおりでございます。昨年度は国の補助金がつかなかったということは御説明させていただきましたが、現在のスタンスとしては国の補助金がついたところをやっているというふうなところでございまして、つかなかつたら事業を送っているというのが現実でございますので、その中でどこまでが許せるのかということも、もう一度検討はしていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑。

〔挙手する者あり〕

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

せっかくでございますので、3点お伺いしたいと思います。3点とも企画部長でございます。決して狙い撃ちというわけじゃないんで、御理解いただきたいと思います。

まず、1点目は滞納繰り越しについての質問ですが……。

〔発言する者あり〕

それじゃあ、総務部長に1点目はお伺いします。

子ども産業建設委員会に付託されました水道とか下水の関係の決算の中で、いろいろな使用料の滞納未払いについてもいろんな議論が出ておりました。また、この決算の資料を見ますと、年度別の滞納繰越額の推移等を見てみますと、ずうっと数字的にはふえているということですね。特に固定資産税が、ほかは若干減少傾向にあります、それがふえているといったことが要因についてはあるかと思いますが、これもこのままの状況でほかっておくわけにもいかんということを思います。この辺についての見解と今後の対策と伺いますか、そういったものを答えていただきたいと思います。

それから2点目は、歳入歳出決算資料の18ページにありますF C岐阜のホームタウンデー事業ということでありますが、まずこれは、この事業の目的等は書いてありますが、実際にはどんな事業、取り組みをやったのか。また、それに対する市民へのPRはどのような形で行われたかというのを聞きたいと思います。

それから3点目、住みます芸人によるPR事業ということでお聞きをしたいと思いますが、これは当初の予算で説明があったときに、委員会だったと思いますが、委員の方からは、吉本の芸人がこの行政のことに携わるということにつきまして不安の声や疑問の声があったことを私は覚えておりますが、周知のとおり、どういったわけか、私もずうっと、いろんなイベントとか学校の行事等へ来ていただいて活動を見てきておったわけでありまして、最後も根尾中学校の卒業式に来て、その1年間は生徒とオカリナも一緒に吹いたりして、子どもたちにも溶け込んで、子どもたちにとっては大変好評であったというふうに私は認識をしておりますが、急な話で、ああいった形で急にいなくなったと。その後、子どもたちから、どうしたんですか、住みます芸人、ステレオ太陽族はどこへ行ったんですかと聞かれたときに大変苦しい思いをしたと、子どもたちに対しての説明を。そういった中で、契約がどんな契約であったのかということですね。

それから、この事業実施による効果等、ここに書かれておりますが、全国に本単の魅力を発信していただく、宣伝、PRすることができたというふうになっておりますが、そうであるなら、今後についてはどうなのかといったことをお聞きしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

最初の1点目、税についてのお答えを、総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

それでは、使用料とか市税に対する滞納についてということでお答えさせていただきます。

市税でありますと、誠実に納めている市民と公平性を確保する観点から徴収強化を図ることや、長期滞納者の法的処理を含め債権管理を徹底して進めていくということでありまして、使用料とか、いろいろありますので、その債権について一元管理をできるように、今、ちょっと組織を立ち上げて検討しているところであります。

また、固定資産税が大幅に滞納がふえているということでありまして、真正の南部地域、池田線沿いのちょっとした商業施設の固定資産税が年々ふえております。年税額としては2,000万、毎年ふえていっている状況であります。

それに対して平成23年から24年にかけて、その建物の不動産等の差し押さえがしてあります。その額が6,500ぐらいです。それについても地元の地権者、地主さん等との絡みがありますので、その辺を踏まえて十分検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

2点目のF C岐阜、また3点目の住みます芸人についてを、企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

F C岐阜のホームタウンデーの関係でございますけれども、こういった取り組みであったか、またどういうPRを行ったかという点でございます。この決算の説明資料にも事業の概要のところにも重立ったものを上げさせていただいておりますが、このPRブースといたしましては観光案内のチラシの配布でありますとか、また来場者へのプレゼントといたしましては、もとまるグッズでありますとか、また市の特産品、具体的には市内で製造されております洗剤でありますとか、また樽見鉄道の車両の模型でありますとか、また柿肉のたれ、こういったものを市の特産品という形で抽せんで来場者の方にお配りをしたというようなこと。

また、市のスポーツ少年団によるホームタウン選手権というようなことで、日ごろと申しますか、プロが実際に行う芝生の上でスポーツ少年団の子どもたちが、実際に試合前に子どもたちとのミニゲーム、こういったものを体験していただく、貴重な体験ができたんだろうというふうに思っております。また、試合の間に市のDVDの映像をモニターで流したりというようなことで、全般を通じて本巢市のPRを図ったということでございます。

また、若干ちょっと前後して恐縮でございますけれども、市の特産の富有柿を両チームの選手にお配りをするというようなことで、特産品のPRにも努めたということでございます。

それから、次の住みます芸人のことでございます。これも議員の皆様方にも既にお伝えをさせていただいておりますが、急遽このコンビが解散をするということで、3月末にそういう状況になりました。少なからず市のほうにいろんな形で、特に根尾地域の中では、子どもたちとの触れ合いといった形で本当に溶け込んで活動してくれていたということもございますが、あくまでも本人の都合ということもございます。契約上は1年、1年を更新ということもございますけれども、私ども

としては継続的に本年度もということだと思っておりましたやさきにそういう状況でございましたので、議員の皆様方に御報告をするとともに、また引き続いて吉本興業のほうとどういう形ででも市のこういった振興に寄与する方法、またそういったメンバーがいるのかというようなことも、引き続き情報交換をしながら進めてきたところでございますが、現時点ではなかなか、やっぱりいい人材にめぐり合わないというような状況でございます。また、改めて、いずれにしても、予算措置面も含めて何らかの形で御報告をさせていただかなければならないというふうには思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

FC岐阜の事業について説明がありましたが、PRと僕が言ったのは本市のPRじゃなくて、その市民に対するこういった本巣市のホームタウンデーがあるんだよというPRをどうしたか、どうだったかということをお聞きしたかったんですが、それはあれですが、こういったJリーグのチームは、全国的に見ると都道府県単位ではなくて、市がその中心のサポーターとしてなっておるのが通常でございます。岐阜県の場合は、そこら辺が岐阜県なのか岐阜市なのか、この岐阜地域については曖昧なところがあって、当然、FC岐阜の経営状況が悪いということで岐阜県とか岐阜市が中心となって、県下にそれを共有してやっていこうということで呼びかけだったんですね、これはそれで、こういった本巣でいえば、この本巣のホームタウンデーを設けて応援しようかということですが、そういった状況でありますので、なかなかそう言われても力が入らないというのが現状かと思うんですが、せっかくやるのであれば、例えば去年は9月という時期が悪かったんですが、例えば議会もみんなで行くとか、市全体に呼びかけをしてやるのであれば応援していかないと、あの会場を見ますと観客も、今、成績も悪いこともあるかもしれませんが、大変少ないですし、そういうことを思うと、今後、このチームの存続については非常に不安な思いがあるんで、やるならやる、もうちょっと頑張ってやっていきたいと思いますというのが私の思いでありますし、そうじゃなくて、おつき合い程度でやるというのであればこういうふうかなというふうな思いで質問させていただいた次第でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

4点伺いますので、まず最初に2点、健康福祉部長と教育委員会に伺います。

まず健康福祉部の関係では、重度障がい者タクシーの利用助成が初めて導入され、実績を見ますと、利用されたのは9人だと。予算は235万2,000円、決算は3万3,000円ということで、予算との

比較をすれば極端に少ないというのが実際であります。こうなった結果については、利用したいけれども、いろんな状況があつて利用できないということなのか、もともと利用というか、需要がその辺ないのかという、そのあたりの状況把握をまずしてもらいながら、その上で、じゃあ今後どうしていくのかということを考えていく必要があるというふうに思っていますが、その点をどのように把握されているのか、まずお伺いしたいと思います。

2つ目、教育委員会のほうで一色小学校の芝生化が行われました。この件について2点伺いたいと思います。

1つは、事業報告書の中でも、保護者や地域の人たち、関係者の歓迎する声があつたというようなことで評価をされています。そういう評価の上に立って、これを一色にとどめずに他の小・中学校、他の学校にも広めていくことが必要ではないかというふうに思っておりますが、その点の方針はどうか。

2つ目には、管理上の問題として地域の協力を得られる体制を検討する必要があるというふうに述べられています。もともと校庭の芝生化ということを申し上げて、いろいろ一般質問なんかもしてまいりましたけれども、そういう中で鳥取・島根に視察に行ったことがありますけれども、そうしたところを見ておりましたも、管理については学校がやるということではなく、あるいはP T Aがやるということではなく、やっぱり地域でそうした協力隊、応援隊みたいなのが組織されて、そういう人たちが芝生の管理をやるということで、過去、いろいろ芝生化というのは一定進んだこともありました。そのときに結局、途中でだめになっていったというのは、その負担が全て教員にかかってくるということで、学校側が二の足を踏むという問題がたしかあつたと思うんですね。そうではなくて、やっぱりここでも言われているように、地域を巻き込んだ形で、地域が主体になってこういった学校に協力していくという体制をつくっていくことが必要だというふうに私も思っております。だから、その点についての方針なり、お考えがございましたらお伺いしたいというふうに思います。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、最初の重度障がい者のタクシー利用事業につきまして、健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、重度障がい者タクシー利用助成につきましてお答えさせていただきます。

当初予算の計上時におきましては、重度障がい対象者の20%に当たります140名の方を想定して予算計上をさせていただきました。実際使われましたのは、利用枚数48枚ということで、3万3,000円の助成額ということになりました。

この助成につきましては平成27年度からの新規事業ということで、県内20市町が実施されております助成事業の助成条件等をお聞きしまして、本県市におきましても、説明資料に記載してございますような助成条件とさせていただきます。

タクシー会社との契約につきましては、16社と契約をしておるわけでございます。また、平成26年度まで福祉有償運送を利用されておりました重度障がい者の方が27名お見えになりまして、この

うち、27年度のタクシー利用をされた方が5名というような状況になっております。

今後、真に移動手段がない重度障がい者の方が利用できるよう、平成29年度に向けまして助成条件の調査、あるいは検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

2点あったと思いますけど、一色小学校の芝生化の管理の問題ということで、教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

では、まず1点目ですけれども、ほかの学校への芝生化についてですけれども、6月議会でも答弁をさせていただきましたけれども、現時点においては、調査を行った結果、弾正小、真桑小、席田小、一色小の4校が芝生化に向けての希望があったということで、現在のところ、今の4校を段階的に進めていきたいというふうに考えています。

それから2点目についてですけれども、議員御指摘の芝生化の環境管理等にとどまらず、今の時代の学校のあり方というものについて、まず考え直していく必要があるのではないかというふうに思っています。ぜひ学校自体にも、また地域の皆様にも、これからの学校というところは、やはり学校が地域と連携、協働してチームとして、またはパートナーとして、さまざまな課題解決に取り組むことが私は必要であるというふうに思っています。教育は、単に学校で行われるのみではなくて、やはり家庭や地域、そして家庭や地域と力を合わせて行うことで子どもたちの健やかな成長ということが生まれてくるというふうに思っています。

本巢市は、やはりその土壌や意識というのがすごく育っていて、地域の方々が学校に協力してくださるという事実もたくさんありますので、私、今考えておりますのは、こういう時代の中にあって今の学校ということ、今後、先般の答弁でお話ししましたけれども、子どもの規範意識の課題とか、いじめとか、不登校とか、特別支援教育とか、生徒の対応、それから英語とか道徳とかいろんなことが、教育の改革もある。さらには、今の環境整備などなど、本当に課題というのは複雑化、困難化、多忙化、さまざまな状況が学校に生まれていると。ですから、学校というところは教員だけで対応することが質的にも量的にも大変難しい時代になってきているというふうに思っています。ですから、こういう時代の中にあって、学校現場以外のさまざまなお力、または専門性を持つ地域の人と効果的に連携していく、地域の力をかりていく、地域の方々に指導者なり支援者になっていただくという動きをとっていきたいというふうに思っています。そうすることによって、例えば今の芝生などの環境整備を御支援いただく方たち、さらには、先般ありましたような英語を教えてくれる人たち、またそれがもっと広がって家庭科や図工というふうに学習や授業の支援をしてくださる人たち、さらにはまた安全を支えてくださる人たち、そういったさまざまな学校の支援者が多く生まれてくるような、そういう取り組みを進めてまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

学校の問題につきましては、特に今回、このことをあえて申し上げましたのは、一般質問でも教員の長時間勤務の話を申し上げましたけれども、こういう芝生をやることによって、結局、学校が請け負っちゃうと、それがまた負担になるということがありますので、今、教育長が答弁されたように、地域とのかかわり方を早急に方向づけできるように、いろんな形で検討を進め、またいろんなところと協議を進めてほしいというふうに思っています。

それでは、あと2点、産業建設部長にお伺いいたします。

1つは、いろんな団体に対する補助金というのは、基本的にはその団体から事業案、あるいは事業計画というのが示されて、それをもとに補助対象として認めるかどうかということを確認して補助金が出されるというふうに思っています。ところが、26年度もそうでしたけれども、27年度も漁業振興補助金125万円がございしますが、ちょうど去年の3月議会のときにこのことについてどういう事業なのかということについて質問したところ、事務局に問い合わせたらこうでしたという答弁だったんですね。ということは、補助金、担当部としてきちんと把握していなかったという実態がございします。結果的にはこれは不執行に終わったというふうに思っておりますけれども、そういった経過を踏まえて、やっぱりこれからの補助金についてどうなのか、担当部としての見解をお伺いしたいというふうに思います。

2つ目は決算説明資料の85ページ、魅力最大化誘客促進事業がございします。これについては継続事業でこれまでやってきて、相当なお金が支出されています。一応観光協会の委託事業というふうになっておりますが、実際にこれを実施したのは、さらにある旅行会社がこれを実施したということでありまして。これだけのお金を使って、ここの85ページを見ますと、今後、何をすべきかに向けてのヒントをいただくことができたという程度では、投資効果については非常に疑問があるのではないかというふうに思います。こういった事業をやった、その成果、あるいは成果品はどうか。それをもとに、これからどういう形でこの魅力の最大化を図っていくのかという具体的な方向性が見出されていてしかるべきであろうというふうに思いますが、その点はどのように把握され、また理解されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの2点の質問についてを、産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

1点目の漁業振興に要する経費でございしますが、補助金要綱には4分の1以内の補助金を出すということで、26年、27年、それぞれ125万の予算を計上しましたが、残念なことに不執行に終わったということで、この点につきましては、今、議員から御指摘をいただいたとおりでございます。

背景としてございしますのは、やっぱり魚族が繁殖できるようにというふうな河川整備が必要だということから河川内の整備、それにかかる費用として4分の1を出しているということござい

すが、昨年、一昨年と計画しておりましたところで、昨年につきましては、その河道の整備につきましては、やっぱり河川の管理者である県のほうへお願いをさせていただくことができたというふうな背景もございまして、そちらのほうで十分なものがやっていた経緯もございまして、昨年につきましては、それを執行する必要がなかったという御理解をいただければと思っています。

ただ、過去3年を見ても、思うように補助金を使っていないというところもございまして、その使用した方法につきましては見直しを図る必要があるということから、28年度におきましては別の方向性をもって、根尾川筋漁業協同組合が行う水辺のふれあい推進事業に要する経費という形で事業転換を図ったところでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、魅力最大化誘客促進事業についてでございます。この事業につきましては、地域資源の再評価をしながら真の魅力を向上させるとともに、地域資源の魅力を広く伝えて誘客する仕組みを整えますという形で、おもてなしを図り、満足度を高め、再来日をしていただける、そんな仕組みをつくりたいという形で、県の清流の国づくり補助金もいただきながら、25年度から実施してきたところでございます。

25年度におきましては、市民、地域企業によるワークショップと現地視察を行いまして、観光資源の魅力アップやおもてなし向上戦略に係るアクションプランを作成したところでございまして、それに基づきまして、次年度から事業をやってきたわけでございます。

26年度につきましては、「もとまるナビ」の整備ということで、淡墨桜では語り部が来訪者に対して御説明をさせていただいているわけでございますが、やはり語り部がボランティアということもございまして、また外国人に対しての対応がなかなかできないということから、中国語、英語、また日本語においてのそれが説明できるサイトをつくったということ、またそれぞれいかに来ていただくのがいいのか、いかにおもてなしをするのがいいのかというような形で、樽見鉄道に特化したモニターツアーを3コースつくらせていただきました。

昨年度につきましては、先ほどお話ししました「もとまるナビ」の拡充ということで、淡墨公園展望台でありますとか、道の駅「うすずみ桜の里・ねお」でありましたりとか、樽見鉄道、樽見駅とか、セラピーロードで認定を受けました文殊の森に、それぞれナビをできるようにしたというようなこととか、それからモニターツアーを、今度は魚のつかみどりをやりましたりとか、炭出し体験でありましたりとか、NEOキャンプパークとかというような形とか、それからまた森林セラピーロードとかというような形で、それぞれのテーマを絞ってモニターツアーを行ったところでございます。

それぞれの形で、いろんな形で進めてまいりました。まだまだ不十分なところはございますが、ただ、来ていただいた方から、それぞれアンケートをいただいております、それぞれ淡墨桜でありますとか、自然豊かな中での温泉でありますとか、それから樽見鉄道、それから地域の方の地域の食材、農作物とかというような形に、いろんなものの切り口について御興味を示していただいたというようなこともございまして、今年度におきましては、モニターツアーを進めることにつきましても補助金の検討をしてきたところでございます。

ですので、今後は、今まで進めてきました事業を展開しまして、さらに誘客ができるような形に進めていきたいと思っているところがございますので、よろしくをお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

まずは1点目については、お伺いしたのが十分通じなかったかもしれませんが、補助金を予算計上するに当たっては、その対象事業のせめて内容がわかっていて予算計上されるものだというふうには私は理解しておりましたけれども、その辺はどうなのかということと、2つ目の魅力最大化については、事業そのものは批判をしておるわけではなし、これだけのお金を使ってやる、その費用対効果はどうなのかということを考えるときに、その成果品がどうなのかということによって判断できるんですね。3年間やって、これだけの成果が上がった、それを具体的に今後こういうふうには生かしていくという方向性が出れば、それだけの投資効果があったというふうには判断できるかもしれませんが、そこが見当たらないんですね。いろいろ、もちろんモニターに参加された人のアンケートをとってその声を聞く、そのことはありますよ。でも、それとこの費用対効果ということを考えてみたときに、どうもその辺が不十分ではないかというふうに思わざるを得ませんが、再度お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

2点とも再質問であります。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

まず漁業振興の補助金でございますが、先ほど申し上げましたように、当初から河川整備、魚道の整備ということで補助金の予算を計上させていただきましたが、たまたまそれにかわる代替ということで整備ができたので今回は支出しなかったというふうに思っております。

それから魅力最大化誘客促進事業につきましては、今回の一連の事業につきまして、やっぱり本巢の魅力というものは、もう随分わかってきましたので、特におもてなしということにつきましてわかってきて、もとまるナビを活用したり、淡墨桜でありましたりとか、各観光資源が説明できる、これはおもてなしだと思いますが、そういうふうな条件が整備できましたので、今後はさらにこれを進めていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、討論いたします。

27年度の当初予算に対する討論で私は、特に市民参加、あるいは市民協働にかかわる問題を指摘いたしました。27年度は、総合計画の策定に向けての問題、あるいは庁舎統合問題をめぐる問題など、まさに市民参加、市民協働が求められる年度でございました。そのための手当てが十分講じられるようにということでいろいろ指摘をいたしましたけれども、結果的にはなかなか、従来どおりで終わっていたのではないかと思わざるを得ません。

このことは総務企画委員会でも発言しておりますので、執行部としても今とは違って、さらに今後は検討されるだろうというふうには理解いたしますけれども、少なくとも27年度の決算ということに関して言えば賛成しかねると言わざるを得ません。

また、もう1点指摘しましたのは、野生獣肉処理施設の進め方、この施設の建設そのものには反対しないとしても、やり方については、やっぱり拙速ではないかというようなことを申し上げました。これは庁舎の統合問題についても、やっぱりやり方が拙速だったということをこの間指摘してまいりましたけれども、本当に物事を進めるに当たって、十分いろんなところとの協議も重ねながら、一定の時間をかけながら、いろんな声を踏まえて物事を進めるという姿勢が求められるということを改めて浮き彫りにした27年度だったというふうに考えています。

さらに、質疑の中でも若干申し上げましたけれども、事業については、やっぱり費用対効果がどうなのかということとさらにさらに詰めた形でやっていくことが必要だということ、改めて私は認識せざるを得ないというのが今回の決算でございます。

そういう点で、前進面は率直に評価しつつも、以上述べたようなことから、本決算については反対をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

反対討論が出ましたので、賛成討論をさせていただきます。

将来の厳しい財政環境を踏まえながら、平成27年度に当たっては国を挙げての地方創生と経済再生に取り組むため、この本市においては市民の安全・安心のための防災対策を初め、建設事業を含めた景気雇用対策、また子育て支援を充実強化するための幼稚園・小学校の整備を重点的に行われてきました。

歳入歳出差引額の10億2,900万が示すように、健全財政が維持されております。平成27年度にお

いてのさらなる点検、見直しも実施され、新規事業や拡充・強化事業も見られ、先ほど反対討論の中に、そうした細かいところの問題点は見られますが、予算総額に見合った、よりきめ細やかな結果が認められます。よって、これは賛成といたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。したがって、認定第1号 平成27年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

これで暫時休憩をいたします。11時15分に再開をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

先ほどの認定第1号の質疑におきまして、3番の鏗本議員の質疑の中におきまして、新聞報道においてということで発言されました。そこにおいては特定の[※]———という企業名等は新聞には載っておりませんので、その特定の事業者ということがないということで、このことにつきましては、その[※]「———」、そのことだけは削除いたします。

〔「命令か」と3番議員の声あり〕

そうです。議長命令です。

〔「了解」と3番議員の声あり〕

日程第9 認定第2号及び日程第10 認定第3号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第9、認定第2号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について及び日程第10、認定第3号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを一括議題といたします。

認定第2号及び認定第3号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 高田文一君。

○文教福祉委員会委員長（高田文一君）

それでは、御報告いたします。

認定第2号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第3号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

以上、御報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

認定第2号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

国民健康保険につきましては、今の委員長報告にあるとおり、委員会での質疑がなかったということでございますので委員長報告に対する質疑は行いませんでしたが、本来ならば、所得の低い人ほど国民健康保険税の負担が重いという今のこの状況について、さらにしっかりとした論議をし、一定の方向を提案するというような形をとってほしかったというふうに思いますが、残念ながらそうっていないということと、そしてたびたびこの場でも申し上げていますが、何らかの市としてできる可能な限りの制度設計をする、制度の変更をする、そうした手だてがなかなか講じられてこなかったというのが現状であり、そうした中で、今の段階で国民健康保険会計について賛成していくということは到底できないというのが現実だというふうに私は認識しておりますので、反対をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

ただいま反対の討論がありました。この決算につきましても、この国民健康保険につきましても、従来どおりの形で行われた中での決算であり、私としては賛成したいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論ありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第2号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

認定第3号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この件につきましても、委員会でいろんな議論がなされない、広域連合においてもほとんど議論がなされないという中で、2年に1回は自動的に保険料が上がっていくという仕組みになっている。だから、本来ならばそうしたことについて、それぞれのところでもっともっと論議をされるべきというふうに私は思わざるを得ません。

そうした状況を鑑みたとき、本決算については反対をせざるを得ないというふうに考えています。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

反対討論が出ましたので、賛成討論をさせていただきます。

この制度は、高齢者が増加する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために設けられております。制度上、対象となる被保険者一人一人が保険料を納めます。医療費の総額から一部負担金、医療機関への窓口負担を除いた金額のうち、約1割を保険料で負担しておりまして、残りの9割は公費と現役世代からの支援金で賄われております。

この均等割軽減の中で9割、8.5割、5割、2割軽減とありますが、けさほどの新聞では、その9割と8.5割がもう少し厳しくなるというようなものが検討されていると。軽減を少なくするという報道がされておりますが、いずれにしましても、高齢者の方が消費税の増税、年金支給額の切り下げという厳しい生活環境の中に置かれても安心して生活が送っていただけるよう持続可能な制度として運営されることが必要な観点から、賛成といたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論ありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第3号 平成27年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

日程第11 認定第4号から日程第14 認定第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第11、認定第4号 平成27年度本巣市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてから日程第14、認定第7号 平成27年度本巣市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

認定第4号から認定第7号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

認定第4号 平成27年度本巣市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部の補足説明の後、審査に入りましたが、委員からは、使用料の収入未済額の傾向についての質疑に対し、水道料金の未収に対する措置として未納のお知らせ等により対応しているが、増加傾向にありますとの回答がありました。

また、未収の対策や徴収方法についてはどのようにとの質疑に対し、水道料金は給水停止という

手段を利用できますが、下水道はできないこともあり、未納が増加傾向にありましたが、今後は未収のお知らせをふやすとともに、水道料金とあわせて徴収していきたいとの回答がありました。

さらに、滞納者の人数は何人ほどいますかの質疑に対しては、平成26年度以前は30人ほどいるとの回答があり、また滞納常習者は何人ほどいるのかの質疑に対し、水道全部で100人はいると思われるとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続いて、認定第5号 平成27年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告をします。

執行部の補足説明の後、審査に入りましたが、委員から、新規加入者の傾向についてはどの質疑に対し、農集排施設は全部で11施設あり、合計で28戸が新規加入となっていますとの回答があり、また新規加入者はどのような人かとの質疑に対し、宅地開発絡みは減となり、ほとんどが新家さんと思われるとの回答がありました。

また、処理場から排出される塩分処理において塩をどうしているのか、また汚泥コンポストについてはどうしているのかとの質疑に対し、塩分を処理するための機器を備えていないので塩はつくっていません。また、汚泥コンポストについては、平成27年度中に10キロ入りの袋を2,830袋製造し、951人に無償配布しましたとの回答がありました。

さらに、接続率の向上について対策が必要ではないかの質疑に対し、農業集落排水については管理組合が中心となり接続率向上に努力していただいておりますが、今後は、チラーシーつにおいても接続率を向上するような内容を検討してまいりますとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続いて、認定第6号 平成27年度本巣市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告をします。

執行部の補足説明の後、審査に入りましたが、委員からは、認定第4号から6号まで共通することで工事請負に関する入札率についてはどの程度の率で落札されているのかの質疑に対し、平成27年度簡易水道の工事のみですが、一般競争1,000万円以上の工事の入札率は88%、指名競争130万円以上1,000万円未満の工事の入札率は95%、随意契約130万円未満は94%でしたとの回答がありました。

また、入札に関する設定価格についてはどのようにとの質疑に対し、平成27年度は工事設計において岐阜県の設計積算システムにて行い、路線測量等においてコンサルにより積算された価格と比較し、適正価格を設定価格としてありますとの回答がありました。

さらに、下水道工事においては最低制限価格が設定されているのかの質疑に対し、条件つき一般競争入札については設定されていますとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続いて、認定第7号 平成27年度本巣市水道事業会計決算について、審査の経過と結果について報告をします。

執行部の補足説明の後、審査に入りましたが、委員から、年間有収率が向上してきておりますが、今後もこのように上昇しますかとの質疑に対し、有収率については来年度以降も上昇するかは予測できませんが、汚水調査の方法を変え、本管を中心に行うようにし、調査面積を広げたことにより平成27年度は上昇したのですが、今後も同様の方法にて漏水調査を行います、有収率の上昇につながるのとは予測できませんとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告します。

○議長（大西徳三郎君）

認定第4号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第4号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

認定第5号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第5号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

認定第6号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第6号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

認定第7号 平成27年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第7号 平成27年度本巢市水道事業会計決算については、認定することに決定いたしました。

日程第15 請願第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第15、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願についてを議題といたします。

請願第1号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願についての審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、紹介議員から補足説明を受けた後に質疑を行いました。

委員の質疑及び紹介議員の回答の主なものは次のとおりでしたので、御報告いたします。

所得税法第56条の規定を廃止しなくても、申告における記帳ができるのであれば、第57条の規定による青色申告をすることが本位ではないのですかの質疑に対し、もともと申告は白色が基本であり、例外的に青色申告が出てきた。現在は白色申告も記帳の義務化がなされているので、記帳することにおいて青色と差別する必要はない。また、家族労働者を一般労働者と同様に認めないことが間違っていると。

次に、白色申告より青色申告のほうが記帳及び必要書類が整い、事業を行う上で確かなものとなり、後継者の育成にもつながるのではの質疑に対し、どちらも法律で認められた申告方法であり、納税者の意思により申告方法を選択しているので、その方法により差を設けることがよろしくない。

次に、請願の内容における差別は所得税法上のものであり、男女及び家族の人権上の差別とは違うのではの質疑に対し、申告の仕方により差を設けてあることを差別であるとするものと、ほかに労働者として認められている者が事業主だけであるところが人権上の差別であり、国連の女性差別撤廃委員からも異議を出されているところだと。

次に、白色申告の所得控除額として配偶者は86万円とされているが、それがパート勤務の妨げにならないかの質問に対しては、税法上の専従者給与とパート収入については執行部から説明を受けた後、意図的に行われる申告に関することについては答えられませんという回答でした。

次に、所得税法第56条の廃止が専従者の問題を解消できるのかの質問に対し、日本の家父長制度の名残によりこの56条が設けられ、廃止することで全ての事業主がうまくいくものではありません。白色申告の例外で青色申告が設けられたもので、現在は白色申告も記帳が義務化しており、差を設ける必要がなくなってきていると。

また、委員からは、現在の国の施策が青色申告の奨励により申告者をふやしていこうとするものであり、白色申告をふやそうとするのではなく、専従者給与を控除したければ青色申告をすればよいのではとの意見が出されました。

その他の委員から、請願は民主主義の根底を支えるものと考えるので軽々に扱うことはいかがな

ものか、請願者に対して親切に対応されたいとの要望もありました。

採決の結果、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願については、賛成少数により不採択にすべきものと決定しました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

本請願を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数です。したがって、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願については、不採択とすることに決定いたしました。

日程第16 報告第12号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第16、報告第12号 専決処分 of 報告について（小学校テントの事故に係る損害賠償）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日、追加提案をいただきました議案につきまして報告させていただきます。

報告第12号 専決処分 of 報告についてでございます。小学校テントの事故に係る損害賠償でございます。

平成28年7月31日に本巣市政田地内において発生した本巣市立弾正小学校のテントの事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成28年8月30日に損害賠償額を2万8,620円とし、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応するものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長から御説明を申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第12号の補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、報告第12号 専決処分報告について補足説明をさせていただきます。

弾正小学校のテントの事故の内容でございます。追加議案の2ページ、専決処分書をごらんいただきたいと思っております。

相手方につきましては、本巣市政田2084番地、棚橋彰氏でございます。

事故の概要でございますが、平成28年7月31日午後4時30分ごろ、本巣市立弾正小学校のプールの柵及びおもしろにて固定してありました簡易テントが突風によりましてテントの足が上部で折れ、飛ばされ、隣接する相手方の民家の窓ガラスを破損したものでございます。

和解の内容につきましては、損害賠償金といたしまして2万8,620円を支払い、市及び相手方は、本件に関し、その他の債権債務がないことを相互に確認し、合意したものでございます。

この損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応させていただいたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第12号 専決処分報告について（小学校テントの事故に係る損害賠償）は、以上で報告を終わります。

日程第17 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第17、発議第2号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第2号について、提出者の説明を求めます。

12番 村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

それでは、提出者、賛成者を代表いたしまして、発議第2号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案説明をさせていただきます。

議員定数等検討委員会が付託を受け、検討いたしました結果、常任委員会の数については、現在の3委員会のままとする。

次に、各常任委員会の委員定数についても現在の6人が適当であるとの結論に至り、先月、全員

協議会において決定をいただきました。このことから、改正内容につきましては、本巣市議会委員会条例の第2条第1項に規定されております「議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする」を「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする」に改め、議員が複数の委員会に属することができるようにするものであり、改正後の条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用するものであります。

なお、この条例に規定のないことは、申し合わせにより規定するものです。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

ここに書かれております議員が複数の常任委員会に所属できるようにするという点については必ずしも反対ではありませんが、その複数の常任委員会に所属することができるという権利を一部の人のみに認めるということについてはいかがなものかというふうに思わざるを得ません。

先ほどの説明の中で各3つの常任委員会、6人ずつということになりますと、幾ら多くても2人、少なければ1人だけに複数の常任委員会に所属する権利を保障するというふうになってしまいます。こういった問題は、全体を対象に考えるのが本来の形だというふうに思っていますが、その辺はどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

委員長。

○12番（村瀬明義君）

先ほども読み上げましたが、一応全協で決定したことでございます。それに最後のほうに、この条例に規定のないことは申し合わせで規定しますということになっておりますので、そこの差はお含みを願いたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

だから、この見解をお伺いしたのは、なら複数の常任委員会に参加することができる権利は、みんなにひとしくあるべきではないでしょうかということで見解をお伺いしているんですが。

○議長（大西徳三郎君）

委員長。

○12番（村瀬明義君）

それは先ほども申しましたとおりでございます。要は、この条例は複数できるということで、そこのところは、また申し合わせにおいてお願いしたいということです。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、質疑でいろいろ聞きましたけれども、質問に対する回答が戻ってこない中で、再度繰り返しますと、やはり複数の委員会に所属することができるということは全ての議員を対象に考えるべきことで、それが1人、あるいは最大でも2人を対象に考えるということについては、やっぱり本来の筋とは全く違うというふうにならざるを得ません。

この条例の改正にはそのことは明記されておられませんけれども、説明の中で各常任委員、従来どおり6人ずつということで説明されたんで、そのことから考えれば明らかに大きな問題があるというふうにならざるを得ないということから、反対をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

このことにつきましては、次回の通常選挙から定数が16になるということを受けて常任委員会の条例の改正が必要ということから、この委員会に付託をし、これまで協議を重ねていただいたことでもあります。これにつきましては、先ほど村瀬委員長から御報告がありましたように、さきの全協においてこのことを確認していただいて、この条例改正と申し合わせ事項について整理をしていただくということで、全員協議会の席において皆さんに採決で決まったことでありまして、そこ

を公平性についての議論を盛んに言われますが、いずれにいたしましても、それを全員協議会で決めたことをこの条例改正等申し合わせ事項で整理するというのでありますので、御理解賜り、賛成をよろしくお願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

説明が不十分ですので、全協は全協の話ですけれども、6人ということは、特定な委員が表決権を有するわけですね、少なくとも何名かの方が、それはやっぱり平等性に欠けるということで反対したいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

反対の発言がありました。

〔挙手する者あり〕

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今回、定数のことでいろいろと議論を重ねてきたんですが、ほかに方法もあるかというふうなこともいろいろと、私も定数のその委員会の中に入っていましたんで、ほかにいろいろと方法があるかというようなことも出ておりましたが、やはり今現在、3つの常任委員会で、議長が1カ所は入っているんですが、定数が減りますと、あとオブザーバーということになっておるんですが、そこは今回は誰が行くかというようなことはまだ決まっておりませんが、この3つの常任委員会の定数を6とすると、やはり2席が誰かが複数の常任委員会を受け持たないかんという、委員長の報告から言いますと、それはまたちょっと後で決めるということで、私は3つの常任委員会で定数6で、今回、このように変更されることは何も異論がありません。よって、賛成といたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第2号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。1時15分に再開をいたします。

午前11時56分 休憩

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

このたび、私は一身上の都合により議長の職を辞したいので、ただいまの休憩中、議長の辞職願を副議長に提出しました。これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場することとし、副議長と交代します。

〔議長退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（船渡洋子君）

ただいま大西議長から議長の辞職願があり、退場されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力、よろしくお願いいたします。

お諮りします。ここで、議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議会議長辞職の許可について

○副議長（船渡洋子君）

追加日程第1、議会議長辞職の許可についてを議題といたします。

まず、書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（杉山昭彦君）

朗読します。

平成28年9月29日、本巣市議会副議長様。本巣市議会議長 大西徳三郎。

辞職願。今般、一身上の都合により、議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。以上です。

○副議長（船渡洋子君）

お諮りします。大西徳三郎君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、大西徳三郎君の議会議長辞職の許可については許可することに決定しました。

議会議長辞職の許可についてが終了しましたので、大西徳三郎君の入場を許可します。

〔議長入場〕

大西徳三郎君に申し上げます。

大西徳三郎君の議長辞職を許可することに決定しました。

大西徳三郎君は登壇し、御挨拶をお願いします。

○17番（大西徳三郎君）

ただいま議長辞職を認めていただきまして、ありがとうございました。

1年間にわたりまして議長職ということで、大変皆様方にはお世話になり、また御迷惑をおかけしたかと思っております。「立つ鳥跡を濁さず」という言葉がありますけど、1つ、2つ解決できずに先へ送ったというようなことがありまして、大変その点、申しわけなく思っています。

しかしながら、1年間にわたりまして皆様の御協力を得ながら議長職を全うできたかなと思っております。本当に議員の皆様各位におかれましては、御協力、また御支援いただきましたこと、重ねて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また、藤原市長以下執行部の皆様方に、このような議長でありましたけど、支えていただいたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上で挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（船渡洋子君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。ここで、議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行うことを決定しました。

追加日程第2 議会議長の選挙について

○副議長（船渡洋子君）

これより追加日程第2、議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号13番 若原敏郎君と14番 瀬川治男君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、1番議員から順番に投票願います。

[投 票]

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

選挙の結果を報告します。

投票総数17票、うち有効投票17票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、上谷政明君10票、高田文一君7票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、上谷政明君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

ただいま議長に当選された上谷君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

上谷君は登壇し、御挨拶をお願いいたします。

○新議長（上谷政明君）

皆さん、ただいま御指名をいただきました上谷でございます。本当にありがとうございます。

私はこういう体で、今、悠声会という団体で社会復帰のための皆さん方の御支援をお手伝いさせてもらっております。

数年前だったと思いますが、県内のある市議会で、声が出ない議員さんの活動に手話を通じて補助員をお願いしたいという案件の事例があったと覚えております。そのときに議会は、規則の関係上、イエスという結論を出せずに、ノーという結論を出して、結果としてはかなえられなかったと

いう事実を確認しております。

今回、こういう体で頑張ってやれとって御支援をいただきました。誠心誠意、議会運営活動に力を注ぎたいと思います。体のこともありますが、頑張って1年間務めさせていただきますので、どうか温かい御支援のほど、よろしくお願ひしまして、御挨拶にかえます。ありがとうございました。

○副議長（船渡洋子君）

これで私の職務は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

新議長 上谷君、議長席へお願ひします。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（上谷政明君）

これより私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

議事の都合上、暫時休憩をいたします。

午後1時33分 休憩

午後1時42分 再開

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に船渡洋子君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。ここで、議会副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議会副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3 議会副議長辞職の許可について

○議長（上谷政明君）

追加日程第3、議会副議長辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、船渡洋子君の退席を求めます。

〔副議長退場〕

それでは、書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（杉山昭彦君）

朗読します。

平成28年9月29日、本巣市議会議長様。本巣市議会副議長 船渡洋子。

辞職願。今般、一身上の都合により、副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。以

上です。

○議長（上谷政明君）

お諮りします。船渡洋子君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、船渡洋子君の副議長辞職の許可については許可することに決定しました。

議会副議長辞職の許可についてが終了しましたので、船渡洋子君の入場を求めます。

〔副議長入場〕

船渡洋子君に申し上げます。

船渡洋子君が副議長辞職を許可することは、許可することに決定しました。

船渡洋子君は登壇し、御挨拶をお願いします。

○5番（船渡洋子君）

皆様、1年間大変ありがとうございました。

大西議長を支えて頑張っていくというふうに昨年お話をしたと思いますが、余り支えられなかったかなあという反省はしていますが、今後、一議員として、この1年間、また本巢市発展のために一生懸命頑張っていく所存でございます。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。ここで、議会副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議会副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4 議会副議長の選挙について

○議長（上谷政明君）

追加日程第4、議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号15番 後藤壽太郎君と17番 大西徳三郎君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

立会人は前へお願いします。

[投票箱点検]

投票箱の点検が終わりました。異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号順に氏名を読み上げますので、1番議員から順番に投票をお願いします。

[投 票]

投票漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は前へ来て立ち会いをお願いします。

[開 票]

選挙の結果を報告します。

投票総数17票、うち有効投票17票、無効票はありません。

有効投票中、村瀬明義君10票、安藤重夫君7票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、村瀬明義君が副議長に当選されました。

出入り口をあけてください。

[議場開鎖]

ただいま副議長に当選されました村瀬明義君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

村瀬明義君は登壇し、御挨拶をお願いします。

○新副議長（村瀬明義君）

ただいま皆さん方の御支持をいただきまして、副議長という大役を務めることになりました。皆

さんの御支援、御協力をお願いしたいと思います。

また、皆さんの御意見もお聞きしながら、議長を補佐し、また執行部とも連携をとりながら、本
巢市民のために一生懸命頑張る所存でございますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

議事の都合上、暫時休憩をします。

午後 1 時 58 分 休憩

午後 2 時 53 分 再開

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 常任委員会委員の選任について

○議長（上谷政明君）

日程第18、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、
私より指名いたします。

総務企画委員会に、鶴飼静雄君、大西徳三郎君、私、上谷政明、道下和茂君、安藤重夫君、高田
文一君、以上6名を、文教福祉委員会に、若原敏郎君、村瀬明義君、高橋勝美君、臼井悦子君、舩
渡洋子君、堀部好秀君、以上6名を、産業建設委員会に、後藤壽太郎君、瀬川治男君、中村重光君、
黒田芳弘君、鏝本規之君、江崎達己君、以上6名を指名したいと思います。これに御異議ありませ
んか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

反対者がありますので、採決をとります。

以上、議長が報告した内容で承認願える方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

賛成多数で承認されました。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおり、選任す
ることに決定しました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきます。

委員会の場所を今から御説明します。総務企画委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は第1委
員会室、産業建設委員会は第2委員会室をお使いください。また、委員会条例第10条第2項の規定
により、委員長が互選されるまでの間は、従来どおり、年長の委員が委員長を務めることになっ
ておりますので、よろしく願います。

それでは、暫時休憩します。各委員会室のほうへお分かれになって協議をお願いしたいと思います。
す。

午後 2 時 56 分 休憩

午後 3 時 10 分 再開

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

総務企画委員会委員長 大西徳三郎君、副委員長 高田文一君、文教福祉委員会委員長 船渡洋子君、副委員長 臼井悦子君、産業建設委員会委員長 中村重光君、副委員長 黒田芳弘君、以上のとおりです。

日程第19 議会運営委員会委員の選任について

○議長（上谷政明君）

日程第19、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私から指名をいたします。

後藤壽太郎君、瀬川治男君、村瀬明義君、中村重光君、黒田芳弘君、鏝本規之君、以上6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、採決で決したいと思います。

今、議長が指名した6名に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

賛成多数、したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきます。

議会運営委員会委員は、第1委員会室において選考をお願いしたいと思います。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、通例でございますが、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、暫時休憩したいと思います。移動をお願いします。

午後 3 時 13 分 休憩

午後 3 時 20 分 再開

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

議会運営委員会委員長 瀬川治男君、副委員長 村瀬明義君、以上のとおりです。

議事の都合により暫時休憩します。

午後 3 時 20 分 休憩

午後 3 時 21 分 再開

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。先ほどの休憩中、議会だより編集特別委員会委員 若原敏郎君、村瀬明義君、舩渡洋子君、江崎達己君、堀部好秀君、以上5名より、一身上の都合により辞任願が提出されました。

ここで議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について

○議長（上谷政明君）

追加日程第5、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、若原敏郎君、村瀬明義君、舩渡洋子君、堀部好秀君の退場を求めます。

〔13番 若原敏郎君、12番 村瀬明義君、5番 舩渡洋子君、1番 堀部好秀君 退場〕

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員 若原敏郎君、村瀬明義君、舩渡洋子君、江崎達己君、堀部好秀君、以上5名の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員 若原敏郎君、村瀬明義君、舩渡洋子君、江崎達己君、堀部好秀君、以上5名の辞任の許可について、許可することに決定いたしました。

議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてが終了しましたので、若原敏郎君、村瀬明義君、舩渡洋子君、堀部好秀君の入場を許可します。入ってもらってください。

〔13番 若原敏郎君、12番 村瀬明義君、5番 舩渡洋子君、1番 堀部好秀君 入場〕

若原敏郎君、村瀬明義君、舩渡洋子君、堀部好秀君に申し上げます。

若原敏郎君、村瀬明義君、舩渡洋子君、江崎達己君、堀部好秀君の議会だより編集特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

ただいま議会だより編集特別委員会委員が欠けました。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6 議会だより編集特別委員会委員の選任について

○議長（上谷政明君）

追加日程第6、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

村瀬明義君、高田文一君、船渡洋子君、江崎達己君、堀部好秀君、以上5名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、採決で決めたいと思います。

議長が指名しました5名に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立多数、したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきます。議会だより編集特別委員は、第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまで、いつものように年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、暫時休憩します。委員の方の移動をお願いします。

午後3時27分 休憩

午後3時33分 再開

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

議会だより編集特別委員会委員長 堀部好秀君、副委員長 高田文一君、以上のとおりです。

議事の都合により、暫時休憩します。

午後3時34分 休憩

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本日、監査委員 中村重光君より市長に辞職願が提出され、承認されたことにより、議会選出の監査委員が欠けました。

よって、お手元に配付のとおり、議案第60号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第7 議案第60号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

追加日程第7、議案第60号 本巣市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、若原敏郎君の退場を求めます。

〔13番 若原敏郎君 退場〕

市長より提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、追加提案をさせていただきました監査委員の選任につきまして御説明を申し上げます。議案第60号 本巣市監査委員の選任についてでございます。

本巣市の監査委員につきましては、議員から中村重光氏が選任されておりますが、中村重光氏から本日付で辞職願が提出され、承認いたしましたので、新たに議員から若原敏郎氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号については、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本巢市監査委員に若原敏郎君を選任することについて、選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第60号 本巢市監査委員の選任について、本巢市監査委員に若原敏郎君を選任することに同意することに決定しました。

若原敏郎君の入場を許可します。

〔13番 若原敏郎君 入場〕

若原敏郎君に申し上げます。

若原敏郎君が本巢市監査委員に選任されました。

議事の都合により、暫時休憩します。

午後 3 時 41 分 休憩

午後 3 時 41 分 再開

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本日、私、上谷政明はもとす広域連合議会議員を辞職しました。よって、もとす広域連合議会議員 1 名が欠員となりましたので、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 8 として、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 8 として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 8 もとす広域連合議会議員の選挙について

○議長（上谷政明君）

追加日程第 8、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙人数は 1 名です。

お諮りします。指名推選の方法について議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名推選の方法について議長が指名することに決定しました。もとす広域連合議員に大西徳三郎君を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名しました方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることについて、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、大西徳三郎君がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、もとす広域連合議会議員に当選された大西徳三郎君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

閉会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で、本会議に提出された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第3回本巢市議会定例会を閉会いたします。25日間にわたりまして、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

新 議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員